

市区町村別集計項目(推進体制等)

千葉県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						27	38	7			49					
12	100	千葉市	男女共同参画課	1	1	1	1	千葉市男女共同参画ハーモニー条例	2002年9月25日	2003年4月1日		ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン	2016年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
12	202	銚子市	企画室	1	2	1	1				0	第3次銚子市男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
12	203	市川市	多様性社会推進課	1	2	1	1	市川市男女共同参画社会基本条例	2006年12月20日	2007年4月1日		市川市男女共同参画基本計画	2008年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	204	船橋市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4次船橋市男女共同参画計画「プラン」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	205	館山市	市民協働課	1	2	1	1				0	第4期館山市男女共同参画推進プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
12	206	木更津市	企画部オーガニックシティ推進課	1	2	0	1				1	第5次木更津市男女共同参画計画	2022年3月 ~ 2026年3月	1	1	
12	207	松戸市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
12	208	野田市	人権・男女共同参画推進課	1	1	1	1				0	第4次野田市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	210	茂原市	企画政策課	1	2	0	1				0	男女ハートフル共生プラン～茂原市男女共同参画計画(第4次)～	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	211	成田市	市民協働課	1	2	0	1				0	第4次成田市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	212	佐倉市	自治人権推進課	1	1	1	1	佐倉市男女平等参画推進条例	2002年12月27日	2003年4月1日		佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】	2020年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
12	213	東金市	企画課	1	2	0	0				0	第3次東金市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	215	旭市	市民生活課	1	2	0	1				0	第2次旭市男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
12	216	習志野市	男女共同参画センター	1	1	1	1	習志野市男女共同参画推進条例	2004年3月31日	2004年7月1日		習志野市第3次男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	217	柏市	共生・交流推進センター	1	2	1	1				3	第3次柏市男女共同参画推進計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	218	勝浦市	企画課	1	2	0	0				0	第2次勝浦市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2027年3月	1	1	
12	219	市原市	総合計画推進課	1	2	1	1	市原市男女共同参画社会づくり条例	2004年12月22日	2005年4月1日		いちほら男女共同参画社会づくりプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	220	流山市	男女共同参画室	1	1	1	1				2	流山市第4次男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	221	八千代市	企画部 企画経営課 男女共同参画センター	1	1	1	1				0	第2次やちよ男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
12	222	我孫子市	男女共同参画室	1	1	1	1	我孫子市男女共同参画条例	2006年3月27日	2006年7月1日		我孫子市第3次男女共同参画プラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
12	223	鴨川市	総務課	1	2	0	1				0	第3次鴨川市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	224	鎌ヶ谷市	男女共同参画室	1	1	1	1				3	第3次鎌ヶ谷市男女共同参画計画(かがやきプラン)	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	225	君津市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	第4次君津市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
12	226	富津市	企画課	1	2	1	1	富津市男女共同参画のまちづくり条例	2009年3月26日	2009年4月1日						1
12	227	浦安市	多様性社会推進課	1	2	1	1				0	第3次うらやす男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	228	四街道市	政策推進課	1	2	1	1				0	第4次四街道市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1	
12	229	袖ヶ浦市	企画政策部 市民協働推進課	1	2	1	1				0	第4次袖ヶ浦市男女共同参画計画はっぴープラン	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
12	230	八街市	企画政策課	1	2	0	0				0	第3次八街市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	231	印西市	市民活動推進課	1	2	1	1				0	第3次印西市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	232	白井市	市民活動支援課	1	2	1	1				0	白井市男女平等推進行動計画	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	233	富里市	経営戦略課	1	2	1	1				0	富里市男女共同参画計画(第2次)改訂版	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
12	234	南房総市	市民課	1	2	0	0				0	第3次南房総市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	235	匝瑳市	企画課	1	2	0	1				0	第3次匝瑳市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	236	香取市	市民協働課	1	2	1	1				0	第2次香取市男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	237	山武市	企画政策課	1	2	1	1				0	第3次山武市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
12	238	いすみ市	企画政策課	1	2	0	1				0	第3次いすみ男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	239	大網白里市	地域づくり課	1	2	0	1				0	第2次大網白里市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
12	322	酒々井町	住民協働課	1	2	0	0				0	酒々井町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
12	329	栄町	環境協働課 協働推進室	1	2	0	0				0	栄町男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
12	342	神崎町	まちづくり課	1	2	0	0				0					1
12	347	多古町	企画政策課	1	2	1	1				0	第2次多古町男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
12	349	東庄町	総務課	1	2	0	0				2	第2次東庄町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			10						1	9	8	2	0	8	2	0
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター		260-0844	千葉県中央区千葉寺町1208番地2(千葉市ハーモニープラザ内)	043-209-8771	043-209-8776	http://www.chp.or.jp/danjo/		○		○			○
12	202	銚子市														
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	ウィズ	272-0034	千葉県市川市市川1-24-2	047-322-6700	047-322-6888	https://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/1111000001.html		○	○			○	
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター		273-0005	船橋市本町1-3-1フェイスビル5階	047-423-0757	047-423-3436	https://www.city.funabashi.lg.jp/shisetsu/shiminkatsudo/0002/0003/0001/p011270.html		○	○			○	
12	205	館山市														
12	206	木更津市														
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	ゆうまつど	271-0091	千葉県松戸市本町14番地の10	047-364-8783	047-364-7888	https://www.city.matsudo.chiba.jp/shisetsu-guide/kaikan_hole/yuu_matsudo/	○		○			○	
12	208	野田市														
12	210	茂原市														
12	211	成田市														
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	ミウズ	285-0837	千葉県佐倉市王子台1丁目23番地 レイクピアウスイ3階	043-460-2580	043-460-2582	http://www.mews.shiteikanri-sakura.jp/		○		○			○
12	213	東金市														
12	215	旭市														
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	ステップならしの	275-0016	千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階	047-453-9307	047-453-9327	https://www.city.narashino.lg.jp/		○	○			○	
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター		277-0005	千葉県柏市柏1-7-1-301 Day Oneタワー3F	04-7167-1127	04-7165-7323	https://www.city.kashiwa.lg.jp/kyosei-c/sankakueye/6696.html		○	○			○	
12	218	勝浦市														
12	219	市原市														
12	220	流山市														
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター		276-0033	千葉県八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター4階	047-485-7088	047-485-7398	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/102500/page000021.html		○	○			○	
12	222	我孫子市														
12	223	鴨川市														
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター		273-0101	千葉県鎌ヶ谷市富岡1-1-3 ショッピングプラザ鎌ヶ谷3階	047-401-0891	047-401-0892	https://www.city.kamagaya.chiba.jp/sesakumidashi/sesaku-danjokyoudo/danjo_center/index.html		○	○			○	
12	225	君津市														
12	226	富津市														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				施設 形態		管理・運営主体					
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	施設管理			事業運営		
												直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
12	227	浦安市	多様性社会推進課	ルピナス	279-0004	千葉県浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階	047-712-6803	047-353-1145	https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/danjo/index.html		○	○			○		
12	228	四街道市															
12	229	袖ヶ浦市															
12	230	八街市															
12	231	印西市															
12	232	白井市															
12	233	富里市															
12	234	南房総市															
12	235	匝瑳市															
12	236	香取市															
12	237	山武市															
12	238	いすみ市															
12	239	大網白里市															
12	322	酒々井町															
12	329	栄町															
12	342	神崎町															
12	347	多古町															
12	349	東庄町															
12	403	九十九里町															
12	409	芝山町															
12	410	横芝光町															
12	421	一宮町															
12	422	睦沢町															
12	423	長生村															
12	424	白子町															
12	426	長柄町															
12	427	長南町															
12	441	大多喜町															
12	443	御宿町															
12	463	鋸南町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			10							10	9	10	10	3	5	2	1	6	
12	100	千葉市	千葉市男女共同参画センター	1999年12月1日	7	16	45,555	○	○	○	○		○					○	
12	202	銚子市			0	0	0												
12	203	市川市	市川市男女共同参画センター	1991年11月1日	6	16	22,816	○	○	○	○	○			○	○	○		
12	204	船橋市	船橋市男女共同参画センター	1994年4月1日	2	3	3,820	○		○	○								
12	205	館山市			0	0	0												
12	206	木更津市			0	0	0												
12	207	松戸市	松戸市男女共同参画センター	1980年11月29日	5	13	56,848	○	○	○	○				○				男女共同参画センター管理・運営・受付
12	208	野田市			0	0	0												
12	210	茂原市			0	0	0												
12	211	成田市			0	0	0												
12	212	佐倉市	佐倉市男女平等参画推進センター	2003年4月1日	0	11	20,624	○	○	○	○		○						
12	213	東金市			0	0	0												
12	215	旭市			0	0	0												
12	216	習志野市	習志野市男女共同参画センター	2003年11月1日	5	1	4,332	○	○	○	○	○	○					○	
12	217	柏市	柏市男女共同参画センター	2016年5月14日	4	4	11,445	○	○	○	○	○	○					○	
12	218	勝浦市			0	0	0												
12	219	市原市			0	0	0												
12	220	流山市			0	0	0												
12	221	八千代市	八千代市男女共同参画センター	1989年6月1日	3	4	1,267	○	○	○	○							○	
12	222	我孫子市			0	0	0												
12	223	鴨川市			0	0	0												
12	224	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター	2006年10月1日	0	6	6,151	○	○	○	○		○						
12	225	君津市			0	0	0												
12	226	富津市			0	0	0												
12	227	浦安市	多様性社会推進課	2002年10月1日	4	2	11,534	○	○	○	○							○	ネットワークづくり、ミーティングスペースの貸し出し
12	228	四街道市			0	0	0												
12	229	袖ヶ浦市			0	0	0												
12	230	八街市			0	0	0												
12	231	印西市			0	0	0												
12	232	白井市			0	0	0												
12	233	富里市			0	0	0												
12	234	南房総市			0	0	0												
12	235	匝瑳市			0	0	0												

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
12	236	香取市			0	0	0											
12	237	山武市			0	0	0											
12	238	いすみ市			0	0	0											
12	239	大網白里市			0	0	0											
12	322	酒々井町			0	0	0											
12	329	栄町			0	0	0											
12	342	神崎町			0	0	0											
12	347	多古町			0	0	0											
12	349	東庄町			0	0	0											
12	403	九十九里町			0	0	0											
12	409	芝山町			0	0	0											
12	410	横芝光町			0	0	0											
12	421	一宮町			0	0	0											
12	422	睦沢町			0	0	0											
12	423	長生村			0	0	0											
12	424	白子町			0	0	0											
12	426	長柄町			0	0	0											
12	427	長南町			0	0	0											
12	441	大多喜町			0	0	0											
12	443	御宿町			0	0	0											
12	463	鋸南町			0	0	0											

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
				1			37	3	8.1	44	2	4.5	17	1	5.9	13	0	0.0	9,232	678	7.3
12	100	千葉市				1	0	0.0	2	1	50.0								1100	165	15.0
12	202	銚子市				1	0	0.0	1	0	0.0								225	16	7.1
12	203	市川市				1	0	0.0	2	0	0.0								226	28	12.4
12	204	船橋市				1	0	0.0	2	0	0.0								887	89	10.0
12	205	館山市				1	0	0.0	1	0	0.0								156	4	2.6
12	206	木更津市				1	0	0.0	1	1	100.0								227	11	4.8
12	207	松戸市				1	0	0.0	2	0	0.0								347	22	6.3
12	208	野田市				1	0	0.0	1	0	0.0								334	13	3.9
12	210	茂原市				1	0	0.0	1	0	0.0								237	14	5.9
12	211	成田市				1	0	0.0	1	0	0.0								286	18	6.3
12	212	佐倉市				1	0	0.0	1	0	0.0								254	26	10.2
12	213	東金市				1	0	0.0	1	0	0.0								77	0	0.0
12	215	旭市				1	0	0.0	1	0	0.0								155	4	2.6
12	216	習志野市				1	0	0.0	1	0	0.0								249	30	12.0
12	217	柏市				1	1	100.0	2	0	0.0								295	35	11.9
12	218	勝浦市				1	0	0.0	1	0	0.0								49	0	0.0
12	219	市原市				1	0	0.0	2	0	0.0								515	24	4.7
12	220	流山市				1	0	0.0	1	0	0.0								183	12	6.6
12	221	八千代市				1	0	0.0	1	0	0.0								250	22	8.8
12	222	我孫子市	2001年6月26日	我孫子市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0								190	23	12.1
12	223	鴨川市				1	0	0.0	1	0	0.0								96	2	2.1
12	224	鎌ヶ谷市				1	1	100.0	1	0	0.0								100	18	18.0
12	225	君津市				1	1	100.0	1	0	0.0								204	7	3.4
12	226	富津市				1	0	0.0	1	0	0.0								107	0	0.0
12	227	浦安市				1	0	0.0	2	0	0.0								83	5	6.0
12	228	四街道市				1	0	0.0	1	0	0.0								86	5	5.8
12	229	袖ヶ浦市				1	0	0.0	1	0	0.0								189	8	4.2
12	230	八街市				1	0	0.0	1	0	0.0								39	0	0.0
12	231	印西市				1	0	0.0	1	0	0.0								194	10	5.2
12	232	白井市				1	0	0.0	1	0	0.0								97	8	8.2
12	233	富里市				1	0	0.0	1	0	0.0								114	11	9.6
12	234	南房総市				1	0	0.0	1	0	0.0								116	0	0.0
12	235	匝瑳市				1	0	0.0	1	0	0.0								105	0	0.0
12	236	香取市				1	0	0.0	1	0	0.0								310	8	2.6
12	237	山武市				1	0	0.0	1	0	0.0								265	13	4.9

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
12	238	いすみ市				1	0	0.0	1	0	0.0							91	0	0.0
12	239	大網白里市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	9	7.8
12	322	酒々井町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	3	7.7
12	329	栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	38	3	7.9
12	342	神崎町										1	0	0.0	0	0		23	0	0.0
12	347	多古町										1	1	100.0	1	0	0.0	53	0	0.0
12	349	東庄町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
12	403	九十九里町										1	0	0.0	1	0	0.0	45	0	0.0
12	409	芝山町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	2	3.5
12	410	横芝光町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	3	3.4
12	421	一宮町										1	0	0.0	1	0	0.0	36	2	5.6
12	422	睦沢町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
12	423	長生村										1	0	0.0	1	0	0.0	41	2	4.9
12	424	白子町										1	0	0.0	0	0		32	0	0.0
12	426	長柄町										1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
12	427	長南町										1	0	0.0	0	0		28	1	3.6
12	441	大多喜町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	0	0.0
12	443	御宿町										1	0	0.0	0	0		10	0	0.0
12	463	鋸南町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0

- <選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			調査時点コード						
			目標 値 (%)	目標 達成 期限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数		女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 委 員 数	女 性 比 率 (%)	目 標 設 定 の 対 象 で あ る 審 議 会 等 の 目 標 及 び 現 状 値	其 他	地 方 自 治 法 (第202 条の3) に 基 づ く 審 議 会 等 に お け る 登 用 状 況	其 他	地 方 自 治 法 (第180 条の5) に 基 づ く 委 員 会 等 に お け る 登 用 状 況	其 他			
																														その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他
12	233	富里市	30.0	2023年3月	40	36	448	133	29.7	すべての審議会	40	36	448	133	29.7	5	4	21	8	38.1	32	6	18.8	33	6	18.2	1		1		1	
12	234	南房総市	30.0	2023年4月	29	16	360	48	13.3	普通地方公共団体の執行機関の附属機関	29	16	360	48	13.3	5	4	32	7	21.9	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
12	235	匝瑳市	40.0	2027年3月	62	34	536	141	26.3	法、条例、規則、要綱等により設置された委員会等	31	23	388	91	23.5	5	3	42	8	19.0	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	
12	236	香取市	30.0	2027年3月	72	58	1,377	376	27.3	条例・規則・要綱等により設置されている懇談会、会議等	31	25	421	90	21.4	5	2	32	5	15.6	32	4	12.5	33	4	12.1	1		1		1	
12	237	山武市	33.3		46	42	671	179	26.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等、要綱や規則等により設置されている審議会等	28	26	411	112	27.3	5	4	31	8	25.8	32	14	43.8	33	14	42.4	1		1		1	
12	238	いすみ市	30.0	2027年3月	21	13	244	53	21.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	20	12	206	34	16.5	5	2	26	2	7.7	16	5	31.3	17	5	29.4	1		1		1	
12	239	大網白里市	30.0	2026年3月	44	31	605	146	24.1	法律、条例、規則、要綱で設置されている審議会等	23	18	368	104	28.3	5	3	30	4	13.3	34	5	14.7	35	5	14.3	1		1		1	
12	322	酒々井町									16	14	193	42	21.8	5	3	21	6	28.6	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
12	329	栄町	30.0	2027年3月	26	21	254	65	25.6	地方自治法第203条の3に基づく審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合	27	21	270	65	24.1	5	3	21	5	23.8	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
12	342	神崎町									10	5	79	17	21.5	5	2	29	3	10.3	6	0	0.0	7	0	0.0	1		2	2022年6月1日	2	2022年6月1日
12	347	多古町	20.0	2026年3月	27	19	288	62	21.5	法律もしくは条例により設置されている審議会・委員会等	21	16	243	50	20.6	5	2	36	5	13.9	25	5	20.0	26	6	23.1	1		1		1	
12	349	東庄町	40.0	2026年3月	38	28	381	108	28.3	・法律又は条例により設置した審議会等 ・規則、規定、要綱等により設置した審議会等	24	20	267	66	24.7	5	2	23	4	17.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
12	403	九十九里町									11	9	128	34	26.6	5	2	22	3	13.6	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
12	409	芝山町									25	12	228	31	13.6	5	3	39	6	15.4	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1	
12	410	横芝光町	30.0	2024年3月	24	19	284	55	19.4	地方自治法(第202条の3)及び(第180条の5)に基づく審議会等(委員会や協議会も含む)	19	16	259	51	19.7	5	3	25	4	16.0	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1	
12	421	一宮町									12	10	175	44	25.1	5	2	29	2	6.9	24	3	12.5	25	3	12.0	1		1		1	
12	422	睦沢町									13	11	178	34	19.1	5	4	27	5	18.5	23	3	13.0	24	3	12.5	1		1		1	
12	423	長生村	令和4年度: 24%、令和 5年度:2 5%、令和6 年度:26%		27	21	281	73	26.0	地方自治法第1880条に基づく委員会等及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	22	17	260	67	25.8	5	4	21	6	28.6	23	6	26.1	24	6	25.0	1		1		1	
12	424	白子町									4	3	35	12	34.3	5	2	25	4	16.0							1		1		1	
12	426	長柄町	30.0	2025年4月	27	18	242	55	22.7	全て	12	10	120	28	23.3	5	4	21	5	23.8							1		1		2	
12	427	長南町	30.0	2026年3月	22	19	248	48	19.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	22	19	248	48	19.4	5	2	21	2	9.5	25	6	24.0	26	6	23.1	1		1		1	
12	441	大多喜町	37.0	2026年3月	23	18	185	46	24.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会	22	17	167	44	26.3	5	2	23	3	13.0	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
12	443	御宿町									14	11	148	28	18.9	5	3	21	5	23.8	19	1	5.3	20	1	5.0	1		1		1	
12	463	鯉南町									7	6	50	15	30.0	5	2	22	2	9.1							1		1		1	

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							議 員 の 仕 事 と 生 活 の 両 立 の 観 点 か ら の 欠 席 事 由 に つ い て、以 下 の 事 由 に つ い て 1~4 の い ず れ か 一 つ に ○ を つ け て く だ さ い。							
					問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
			26	1の合計	53	0	46		2					49	48	48	48	47	38
			6	2の合計	1	35	7		51					3	4	4	4	6	5
			6	3の合計	0	12			0					0	0	0	0	0	0
			16	4の合計	0	6								2	2	2	2	1	11
12	100	千葉市	1	千葉市議会	1	3	1	千葉市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平成13議会規則1・平成19議会規則1・令和3議会規則1・一部改正)	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
12	202	銚子市	1	銚子市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によってその戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第2条 職員が旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)により、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するとともに、旧姓使用職員台帳(別記様式第3号、以下「台帳」という。)に記載するものとする。 (旧姓を使用する範囲) 第3条 旧姓を使用することについて承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等であって、総務課長が別に定めるものとする。 2 旧姓を使用できない文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 税務事、共済組合、社会保険事務所、銀行その他の外部の機関等の事務に支障を及ぼすおそれのあるもの (2) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (3) 人事給与等関係文書で電子計算システムの変更が必要となるもの (4) その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生ずるおそれのあるもの(旧姓使用中止の届出) 第4条 旧姓使用職員がその使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(別記様式第4号)により行うものとする。 3 任命権者は、前項の規定による届出があった場合は、台帳に記載するものとする。 4 職員は、特段の理由なく旧姓使用申請と旧姓使用中止届出を繰り返してはならない。 (人事異動等の場合の取扱い) 第5条 旧姓使用職員は、異動が生じた場合は、新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。 2 他の任命権者から旧姓使用の承認を受けた職員が異動してきた場合は、旧姓使用職員の旧姓使用は、承認されたものとみなし、第2条第1項及び第2項の規定による手続を省略することができるものとする。 (責務) 第6条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、事業者、職員等に誤解や混乱等が生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の適用除外) 第7条 他の地方公共団体及び公益法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、総務課長が別に定めるものとする。	銚子市議会	1	2	1	銚子市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2						1	1	1	1	1	1
12	203	市川市	1	市川市職員の旧姓の使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものとする。 (1) 座席表、人事異動に係る内示表及び異動表、職員表彰に係る文書その他の組織内部で使用されるもの (2) 職場での呼称、名刺、名札、職員名簿その他の対外的に使用されるもので、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの (3) その他法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上特に支障がないものと任命権者が認めるもの	市川市議会	1	4	2		2					1	2	2	2	2	2	
12	204	船橋市	1	船橋市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(臨時任用職員を除く。以下「職員」という。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の自由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	船橋市議会	1	4	2		2					1	1	1	1	1	1	
12	205	館山市	1	館山市事務決裁規程 別表第2(第8条第2項及び第9条) (1) 副市長、部長及び課長が専決できる事項 総務課の表中 表頭「専決事項」欄：(19) 職員の旧姓使用の承認、取り消しに関すること。表頭「専決者 課長」欄：○	館山市議会	1	2	1	館山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
12	206	木更津市	1	木更津市職員服務規程 第4条 職員は、婚姻、養子縁組及びその他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合は、市長の承認を受けなければならない。	木更津市議会	1	3	1	木更津市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
					問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7												
コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	コ ロ ニ ヤ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
12	207	松戸市	1	松戸市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、本市の一般職の職員(以下「職員」という。)の旧姓使用の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、「旧姓使用」とは、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することをいう。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用をすることができる文書等の範囲は、次のとおりとする。 (1)組織内部で使用されるもの (2)人事異動に係る文書 (3)退職に係る文書 (4)勤務に係る文書 (5)勤務時間等に係る文書 (6)職員表彰に係る文書 (7)外的にも使用されるが問題のないもの (8)職務遂行上又は事務処理上支障のないもの (9)他の他人担当課長が個別に判断し、旧姓使用が可能であると認めるもの	松戸市議会	1	2	1	松戸市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
12	208	野田市	1	野田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等において使用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。	野田市議会	1	3	1	野田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、事故公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。	2								1	1	1	1	1	1
12	210	茂原市	3		茂原市議会	1	2	1	茂原市議会会議規則 (欠席の届出)第2条第2項 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	
12	211	成田市	1	成田市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(成田市職員定数条例(昭和29年条例第15号)第1条に規定する職員(教育長を除く。)をいう。以下同じ。)の個性が尊重され、その能力を一層発揮できる職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	成田市議会	1	2	1	成田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2							1	1	1	1	1	1	
12	212	佐倉市	1	佐倉市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓を使用したい職員は、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号)(以下「承認申請書」という。)により任命権者の承認を受けなければならない。	佐倉市議会	1	2	1	佐倉市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例													
12	219	市原市	市原市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、一般職の職員(以下「職員」という。)の個性が尊重され、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、次に掲げるものを除く文書等とする。 (1) 税務署、共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2) 人事・給与関係業務情報システムに係る文書等であつて、当該情報システムの電磁的記録の記録事項を変更する必要がある文書等 (3) その他、法令上又は実務上支障が生ずるおそれのある文書等 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けようとするときは、市原市一般職職員服務規程(昭和39年市原市規程第8号)第7条に規定する改姓又は改名に係る届け出と共に旧姓使用承認申請書(別記第1号様式)に婚姻等による改姓前後の戸籍上の氏を証する書面等を添付して、所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 3 新たに採用された職員が第1項の承認を受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、採用の日以降速やかに旧姓使用承認申請書に婚姻等による改姓前後の戸籍上の氏を証する書面等を添付して、所属長を経て、任命権者に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 任命権者は、前条第2項又は第3項の旧姓使用承認申請書の提出があつた場合において、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められるときを除き、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書(別記第2号様式)により、当該承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)に通知するとともに、旧姓使用者台帳(別記第3号様式)に記録するものとする。 (旧姓使用の承認の取消し) 第5条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる場合には、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用承認取消通知書(別記第4号様式)により、公務の正常な運営を妨げるおそれがあると認められる事由を付して、当該旧姓使用者に通知するとともに、旧姓使用者台帳に記録するものとする。 3 第1項の規定により、旧姓の使用の承認が取り消された旧姓使用者は、前項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の承認を申請することができる。 4 前項に規定する申請については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、中止しようとする日の1月前までに、旧姓使用中止届(別記第5号様式)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定による届け出があつた場合には、旧姓使用者台帳に記録するものとする。 (旧姓使用の承認申請の制限) 第7条 前条第1項の規定により旧姓の使用の中止を届け出た職員は、特段の事情なく再び旧姓の使用の承認を申請することができない。 (異動が生じた場合の旧姓使用承認等の取扱い) 第8条 旧姓使用者は、所属間で異動が生じた場合には、速やかに新しい所属長に旧姓使用承認通知書を提示しなければならない。	市原市議会	1	3	1	市原市会議規則 ※第2条は本会議、第91条は委員会の欠席の届出の規定 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2															

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
				議会名	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問7							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
12	219	市原市	2 旧姓使用者が異なる任命権者の所属間で異動が生じた場合には、当該旧姓使用者の旧姓の使用の承認は、異動後の任命権者に承認されたものとみなす。 (旧姓使用者等の責務) 第9条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に市民、他の職員等に誤解及び混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用と公務の正常な運営が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成30年5月31日までに、所属長を経て、任命権者に旧姓使用承認申請書を提出するものとする。																
12	220	流山市	1 流山市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 旧姓使用に関する内部規定(一般未公開)のため、全文が該当になります。	流山市議会	1	3	1	流山市議会会議規則 第2条第2項「議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内」	2					1	1	1	1	2	4
12	221	八千代市	1 八千代市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって氏を改めた後も、引き続き婚姻等の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	八千代市議会	1	2	1	八千代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
12	222	我孫子市	1 我孫子市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて旧姓を使用することができる。 2 前項に規定する旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるものとする。 別表(第2条関係) 1 我孫子市職員の通勤手当の支給に関する規則(昭和33年規則第2号)に規定する文書 ○通勤届兼認定簿(別記様式) 2 我孫子市職員の住居手当の支給に関する規則(昭和59年規則第8号)に規定する文書 ○住居届兼認定簿(別記様式) 3 我孫子市財務規則(昭和62年規則第9号)に規定する文書 ○実施例に関する文書(第80号様式(その1)から(その4)まで) ○その他我孫子市財務規則に定める支出負担行為書の文書(回議、合議及び決裁の押印) 4 我孫子市職員服務規程(昭和63年訓令第21号)に規定する文書 我孫子市職員服務規程で定める様式(宣誓書(様式第1号)及び身分証明書(様式第4号)を除く。) 5 我孫子市文書管理規程(平成7年訓令第3号)に規定する文書 我孫子市文書管理規程で定める様式 6 その他 ○前各項に掲げるもののほか、規則、訓令等の規定により、庁内において氏名を記載する申請書等 ○職員名簿 ○行政組織図 ○名刺 ○その他法令等に基づかない文書等で人事担当課長が認めるもの	我孫子市議会	1	2	1	我孫子市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5		問6	問7					
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
12	223	鴨川市	4	鴨川市議会	1	2	1	鴨川市議会規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
12	224	鎌ヶ谷市	1	鎌ヶ谷市議会	1	2	1	鎌ヶ谷市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	225	君津市	3	君津市議会	1	2	1	君津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	226	富津市	1	富津市議会	1	2	1	富津市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	227	浦安市	1	浦安市議会	1	2	1	浦安市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
12	228	四街道市	4	四街道市議会	1	2	1	四街道市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
12	229	袖ヶ浦市	4	袖ヶ浦市議会	1	3	1	袖ヶ浦市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに届けなければならない。2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。					
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。						
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
12	230	八街市	4	八街市議会	1	2	1	八街市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出するものとする。 (欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出するものとする。	1	八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第4条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、市議会の会議等を欠席した日又は長期欠席届出書の届出のあった日のいずれか早い日から、市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の前日までの期間に応じて、その職に応じた議員報酬に次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 長期欠席の期間 支給割合 90日を超え180日以下であるとき。 100分の80 180日を超え365日以下であるとき。 100分の70 365日を超えるとき。 100分の50 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から市議会の会議等に出席した日又は復帰届出書の届出のあった日のいずれか早い日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第5条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条に規定する議員報酬の支給の減額月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の支給割合が異なる場合は、減額後に得られる期末手当の額が低い方の支給割合を適用する。 (適用除外) 第6条 次の各号に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 災害その他議員の責によらない事故等の場合で、議長が公務上の災害等に準ずると認めるもの (3) 女性議員の出産 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合	1	1	1	1	1	1
12	231	印西市	2	印西市議会	1	2	1	印西市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	印西市議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が疾病等により議員活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬の月額、その職に応じた議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議員活動ができない期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 議員活動できない期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の60 2 前項の規定が、議員活動できない期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下これを「減額月」という。)から、議員活動できない期間に相当する期間、減額月の議員報酬の月額を基礎として適用する。この場合において、議員資格を失う等減額月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は、適用しない。 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、減額月の初日から末日まで減額して支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割によって計算する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、議員活動できない期間に応じて、前条第1項の表に定める割合に乘じて得た額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。	1	1	1	1	1	1
12	232	白井市	1	白井市議会	1	2	1	白井市議会会議規則 第2条第2項 議員が「出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けなければならない。」	2	白井市議員旧姓使用取扱要領 第3条第1項 任命権者は、前条の申請があったときは、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認することができる。	1	1	1	1	1	1
12	233	富里市	3	富里市議会	1	2	1	富里市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
12	234	南房総市	南房総市議員の旧姓使用に関する要領 第2条 職員は、任命権者に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南房総市議会	1	2	1	南房総市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	235	匝瑳市	匝瑳市一般職の職員の旧姓使用に関する取扱要綱 匝瑳市立学校費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、匝瑳市一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 匝瑳市立学校費負担教職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、異費負担教職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	匝瑳市議会	1	2	1	匝瑳市議会会議規則 (欠席の届出)第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	236	香取市		香取市議会	1	3	1	香取市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎出産の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
12	237	山武市		山武市議会	1	2	1	山武市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
12	238	いすみ市		いすみ市議会	1	2	1	いすみ市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
12	239	大網白里市	大網白里市議員の旧姓使用に関する取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。	大網白里市議会	1	3	1	大網白里市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																						
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例														
12	322	酒々井町	4		酒々井町議会	1	2	1	酒々井町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	1
12	329	栄町	4		栄町議会	1	2	1	栄町議会会議規則 第2条第2項 議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	1	
12	342	神崎町	2		神崎町議会	1	2	1	神崎町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	4
12	347	多古町	4		多古町議会	1	2	1	多古町議会原則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	1
12	349	東庄町	3		東庄町議会	1	4	2		2								2	2	2	2	2	4		
12	403	九十九里町	4		九十九里町	1	2	1	九十九里町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	1
12	409	芝山町	4		芝山町議会	1	2	1	芝山町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1	1	1	1	1	1
12	410	機芝光町	4		機芝光町議会	1	4	2		2								4	4	4	4	4	4		
12	421	一宮町	2		一宮町議会	1	4	1	一宮町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間前)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2									1	1	1	1	1	4	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない										
										議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病
12	422	睦沢町	4	睦沢町議会	1	2	1	睦沢町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多子妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
12	423	長生村	1	長生村議会	1	2	1	長生村議会会議規則 (欠席等の届出) (第2条) 議員等は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席することができないとき、又は遅刻し、若しくは早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出をすることができない場合は、その事情がなくなつた後、速やかに届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	2
12	424	白子町	4	白子町議会	1	3	2								2	2	2	2	2	2
12	426	長柄町	1	長柄町議会	2										2	2	2	2	2	2
12	427	長南町	3	長南町議会	1	3	2								1	1	1	1	1	1
12	441	大多喜町	4	大多喜町議会	1	2	1	大多喜町議会会議規則 出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日まで	2						1	1	1	1	1	1
12	443	御宿町	4	御宿町議会	1	2	1	御宿町議会会議規則の一部を改正する規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
12	463	銀南町	2	銀南町議会	1	4	2								4	4	4	4	2	4

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 が あ る こ と を 認 め て い る	2 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	3 ハ ラ ス メ ン ト 防 止 規 定 を 設 置 し て い る	4 そ の 他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		0	1	7	5	0	0	0		0	0	5		11		
		1	7	5	0	0	0	0		0	5	15		41		
		0	1	42	0	0	1	0		1	49	1		2		
		53	45		0	0	0	1				33				
12	100	千葉県	4	4	3						3	2		1	千葉県地域防災計画 共通編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 P12 機関の名称 公益財団法人文化振興財団(千葉県男女共同参画センター) 事務又は業務の大綱 1 女性相談に関すること	
12	202	鎌子市	4	4	1					3	3	4		2		
12	203	市川市	4	4	3						3	1	市川市議会関係例規集 先例・事例集 328 議会で使用する氏名、いわゆる通称名は、あらかじめ議長(一般選挙後議長が選挙されるまでの間は議会事務局長)に申し出る。	2		
12	204	船橋市	4	4	3						3	2		1	①船橋市地域防災計画(地震21-18)②船橋市災害対応入門書(地震初動編) ①ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の設置に関すること ②ボランティア班 復旧期 女性相談窓口の設置に関すること	
12	205	館山市	4	4	3						3	2		2		
12	206	木更津市	4	4	1	1					3	4		3		
12	207	松戸市	4	4	1			4	改選時の政治倫理研修の一部にハラスメント関係研修あり。		3	2		1	松戸市地域防災計画 女性防災リーダーや女性の防災の担い手を育成するため、男女共同参画課、松戸市男女共同参画推進団体等と連携し、女性視点の防災に関する知識の普及、啓発、ネットワークづくりを推進する。	
12	208	野田市	4	4	3						3	2		1	野田市地域防災計画 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。	
12	210	茂原市	4	4	3						3	2		2		
12	211	成田市	4	4	1	1			成田市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (7) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為が他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		2	2		2		
12	212	佐倉市	4	2	1	1			佐倉市議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 (7) セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	2		1	佐倉市地域防災計画 男女のニーズの違いへの配慮についての周知にあたっては、市民部自治人権推進課や男女平等参画を推進する拠点施設においても、危機管理室と連携を図りながら実施に努める。	

都 市 道 府 県 市 町 村 区 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
	問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)	
12 239 大網白根市	4	4	3						3	4				2	
12 322 酒々井町	4	4	3						3	4				2	
12 329 栄町	4	4	3						3	4			1	栄町防災初動マニュアル 13.ボランティアの受入れ及び調整に関すること。 14.ボランティア団体等の把握に関すること。	
12 342 神崎町	4	4	3						3	4				2	
12 347 多古町	4	4	3						3	4				2	
12 349 東庄町	4	4	2						2	4				2	
12 403 九十九里町	4	4	3						3	4				2	
12 409 芝山町	4	4	3						3	1			2	芝山町議会議員通称名使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、芝山町議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏名以外を議員活動に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 辞職願 (4) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 教位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (9) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの”	
12 410 横芝光町	4	4	3						3	4			1	横芝光町地域防災計画 第3編 風水害等編;第2章 災害応急対策計画 第4節 避難計画 第5 避難所の開設 (4)町は避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営者に含める。また、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮等に努める。なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センター等を積極的に活用する。	
12 421 一宮町	4	2	3						3	4				2	
12 422 睦沢町	4	4	3						3	1			2	睦沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 ○睦沢町議会議員の通称名等の使用に関する規程 平成30年6月15日 議会訓令第1号 (趣旨) 第1条 この訓令は、睦沢町議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)を議長に提出し承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、	

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関係するハラスメント規定がある倫理規程	2. する議員向け相談窓口	3. 関係するハラスメント防止研修	4. その他	その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
													は、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、町議会議員一般選挙後初議会の招集日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日までの間で、議会事務局長が定めた期限までに提出するものとする。ただし、婚姻等により戸籍の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍の氏を使用しようとする場合は、この限りでない。		
	12 422	睦沢町											(通称名等の使用廃止) 第3条 議員は、通称名等の使用を廃止しようとするときは、通称名等使用廃止届出書(様式第2号)を議長に提出しなければならない。 2 前項の届出があったときは、前条の承認は、その効力を失う。 (使用の責務) 第4条 通称名等を使用する議員は、その使用に当たり、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 附 則 この訓令は、公示の日から施行する。		
	12 423	長生村	4	4	3						3	4		2	
	12 424	白子町	4	4	3						3	4		2	
	12 426	長柄町	4	4	2						2	3		2	
	12 427	長南町	4	4	3						3	4		2	
	12 441	大多喜町	4	4	3						3	4		1	大多喜町地域防災計画 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。
	12 443	御宿町	4	4	3						3	1		2	御宿町議会議員通称名使用取扱規程 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職届 (3) 給与、旅費及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名簿 (5) 款位及び款数の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 千葉県町村議会議員共済会に関する各種届出書 (8) その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがあると議長が判断するもの
	12 483	飯南町	4	4	3						3	4		2	